

スーパードラッグコスモス多肥上町店 (No.1349)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月8日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 三井住友ファイナンス&リース株式会社 住所 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号												
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 スーパードラッグコスモス多肥上町店 所在地 高松市多肥上町字松林1182番1 外4筆												
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名												
	【変更前】												
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社 コスモス薬品</td><td>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階</td><td>横山 英昭</td><td></td></tr><tr><td>株式会社 本家かまどや</td><td>兵庫県神戸市中央区布引町一丁目1番5号</td><td>金原 弘周</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社 コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階	横山 英昭		株式会社 本家かまどや	兵庫県神戸市中央区布引町一丁目1番5号	金原 弘周	
	名称	住所	代表者氏名	備考									
	株式会社 コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階	横山 英昭										
	株式会社 本家かまどや	兵庫県神戸市中央区布引町一丁目1番5号	金原 弘周										
【変更後】													
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社 コスモス薬品</td><td><u>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号</u></td><td>横山 英昭</td><td></td></tr><tr><td>株式会社 本家かまどや</td><td>兵庫県神戸市中央区布引町一丁目1番5号</td><td>金原 弘周</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社 コスモス薬品	<u>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号</u>	横山 英昭		株式会社 本家かまどや	兵庫県神戸市中央区布引町一丁目1番5号	金原 弘周		
名称	住所	代表者氏名	備考										
株式会社 コスモス薬品	<u>福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号</u>	横山 英昭											
株式会社 本家かまどや	兵庫県神戸市中央区布引町一丁目1番5号	金原 弘周											
変更の年月日	令和5年9月1日												
変更する理由	小売業者の所在地変更												

2 届出年月日 令和7年3月21日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和7年4月8日から令和7年8月8日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和7年8月8日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ